

一般社団法人日本総合病院精神医学会顕彰規則

（目的）

第1条 本規則は、一般社団法人日本総合病院精神医学会定款（以下「定款」という）第3条第六号に基づき、総合病院精神医学及び総合病院精神医療の向上、発展に対する優れた功績に対して行う顕彰に関して必要な事項を定める。

（賞の設置）

第2条 前条の顕彰として次の各号の賞を設ける。

- 一 金子賞
- 二 黒澤賞

（対象）

第3条

前条一号の金子賞は、金子仁郎本学会初代理事長の遺志を尊重し、総合病院精神医学領域の研究における功績を顕彰し、さらなる向上発展を奨励することを目的とする。本学会員が学会誌「総合病院精神医学」に発表した論文（原著、総説、症例、経験）の中から、特に優れた論文の著者を顕彰する。

2. 前条二号の黒澤賞は、黒澤尚本学会第二代理事長の功績に鑑み、本学会あるいは総合病院精神科医療の発展への功績を顕彰する。

（選考基準）

第4条

金子賞及び黒澤賞の選考基準は、次の各号の通りとする。

一 金子賞は、総合病院精神医学・医療に対する貢献可能性、広く読まれ引用される可能性、完成度と内容の妥当性、独創性、発展性と将来性、世界への発信性の観点から総合的に評価する。

二 黒澤賞は、本学会の発展、本学会の広報活動、総合病院精神医学の普及啓発、地域での総合病院精神医学の活動などを総合的に評価する。

（選考方法）

第5条 金子賞及び黒澤賞は、本条第2項、第3項の選考委員会等が本規則第4条の基準に従い、候補者の中から推薦を行い、選考委員会等の委員長は推薦の経過及び結果を理事長に報告し、理事長はそれを理事会に付議して決定する。

2. 金子賞は、編集委員会が理事長に推薦をする。

3. 黒沢賞は、黒澤賞選考委員会が理事長に推薦をする。
4. 選考委員会等は本賞の推薦に際し、委員会が適当と認める学識者の意見を聞くことができる。

(規則の改正)

第6条 本規則の改正は、理事会及び評議員総会の決議を経て行う。

附則

第1条 本規則は、平成26年11月27日から施行する。

第2条 本規則の施行に関する細則は別に定める。

一般社団法人日本総合病院精神医学会顕彰規則施行細則

（目的）

第1条 日本総合病院精神医学会顕彰規則の施行に関し、規則に定められた以外の事項については、本細則に従うものとする。

（候補者選考時期）

第2条 選考委員会等は本条第2項及び第3項に従い、受賞候補者を選考する。

2. 編集委員会は毎年9月の理事会前までに金子賞候補者を選考する。

3. 黒澤賞選考委員会は総会終了後に学会誌、ホームページ等により公募を行い、毎年9月の理事会前までに黒澤賞候補者を選考する。

（授賞式）

第3条 金子賞及び黒澤賞の受賞者には総会において、賞状および副賞が授与される。

2. 前項の受賞者は授賞式に出席するための旅費および交通費の補助を受けることができる。その補助額を定めるにあたっては本会旅費交通費補助規則を準用する。

（細則の改正）

第4条 本細則の改正は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成26年11月27日から施行する。